

2024年3月5日
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

アクティブ運用型ETF 「SMT ETF日本好配当株アクティブ」を新規設定

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(代表取締役社長:菱田 賀夫、以下「当社」)は、2024年3月22日(金)に「SMT ETF日本好配当株アクティブ(証券コード:170A)」(以下「本ETF」)を新規設定し、同年3月25日(月)に東京証券取引所へ上場することをお知らせします。

本ETFは当社初の内国アクティブ運用型ETF(以下「アクティブETF」)です。当社は従来からアクティブ運用に力を入れてきましたが、日経平均株価が1989年以来の最高値を更新するなど、株式市場の潮目も変化する中、積極的に超過収益の獲得を目指しています。アクティブETFは、リアルタイムに時価で売買できる利便性、構成銘柄の日次開示を通じた透明性といったETFの特徴を備えながら、当社のアクティブ運用力を提供できるため、当社は今後もこのカテゴリーで商品を提供していきたいと考えています。

本ETFは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式の中から、予想配当利回りが市場平均(加重平均、今期予想ベース)と比較して高いと判断される銘柄を中心に投資し、安定的な配当収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します^{※1}。

なお、本ETFは2024年1月から開始された新しいNISAの成長投資枠の対象となる予定です。

証券コード	銘柄名	運用管理費用 (信託報酬)
170A	SMT ETF日本好配当株アクティブ	年率0.495% (税抜0.45%)以内 ^{※2}

当社は今後とも時代にふさわしい資産運用の姿と、未来に託す思いに応える資産運用の新しいカタチを追求していきます。

※1 本ETFの詳細に関しては、有価証券届出書または目論見書をご覧ください。

※2 2024年3月5日現在

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用												
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。											
信託財産留保額	ありません。											
換金(買取り)時手数料	販売会社が定めるものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 換金(買取り)時手数料は、販売会社によるファンドの受益権の換金又は買取りに係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。											
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	以下の①及び②を合計した額とします。信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。 ①純資産総額に 年率0.495%(税抜0.45%)以内* を乗じて得た額 ※2024年3月5日現在、①の率及びその支払先毎の配分は以下の通りです。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計</th> <th>年率0.495%(税抜0.45%)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.44%(税抜0.4%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.055%(税抜0.05%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	合計		年率0.495%(税抜0.45%)	主な役務	配分	委託会社	年率0.44%(税抜0.4%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	受託会社	年率0.055%(税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	合計		年率0.495%(税抜0.45%)	主な役務								
配分	委託会社	年率0.44%(税抜0.4%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価									
	受託会社	年率0.055%(税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価									
②有価証券の貸付の指図を行った場合は、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に 55%(税抜50%)未満の率* を乗じて得た額 ※2024年3月5日現在、②の率は合計で49.5%(税抜45%)以内とし、その配分は委託会社24.75%(税抜22.5%)、受託会社24.75%(税抜22.5%)です。(品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。)												
その他の費用・手数料	①ファンドの上場に係る費用(2024年3月5日現在) ・新規上場料及び追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)を乗じた額 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)を乗じた額 ・新規上場に際する55万円(税抜50万円)の上場審査料 上記の費用は、受益者の負担としてファンドから支払うことができます。 ②その他の費用・手数料 以下の費用等(消費税等に相当する金額を含みます。)については、受益者の負担とし、その都度(監査費用は日々)ファンドから支払われます。 ・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 等 上記の費用等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。											

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(注)上記のファンドの費用のうち、「投資者が直接的に負担する費用」は販売会社を通じて申込みをする場合の記載であり、東京証券取引所で売買をされる場合の取扱いは異なります。取引所における売買時にお客様に直接ご負担いただく費用(売買委託手数料)は、取扱証券会社が独自に定める手数料となります。詳しくは取扱証券会社にお問い合わせください。

投資リスク(詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様はに帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
有価証券の貸付等に係るリスク	有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 市場価格と基準価額の乖離について
ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。
- アクティブ運用型ETFに関する留意点
ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報(PCF)を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額(インディカティブNAV)は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご留意事項

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)は、2024年3月21日以降当社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
ホームページアドレス <https://www.smtam.jp/>
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
- 金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により当ファンドの有価証券届出書を2024年3月5日に関東財務局長に提出していますが、届出の効力は生じていません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

本件に関するお問い合わせ先:三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
コーポレートコミュニケーション室
media@smtam.jp

◆設定・運用は

 **三井住友トラスト・アセットマネジメント**

商号 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会